

茨城県まち・ひと・しごと創生会議効果検証部会設置要領

(趣旨)

第1条 本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県まち・ひと・しごと創生会議設置要綱第6条に基づき、効果検証部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 効果検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
- (2) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

(構成)

第3条 効果検証部会の構成員は、茨城県まち・ひと・しごと創生会議委員のうち、次に掲げる委員をもって構成する。

氏名	所属・役職
金子 元久	筑波大学特命教授
木ノ本 知弘	ジェトロ茨城貿易情報センター所長
寺門 一義	株式会社常陽銀行取締役会長
西野 由希子	茨城大学人文社会科学部教授
山路 薫	株式会社日刊工業新聞社茨城支局長

2 構成員の任期は、茨城県まち・ひと・しごと創生会議委員としての任期と同じ期間とする。

(部会長)

第4条 効果検証部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 効果検証部会の会議（以下、「会議」という。）は、知事が招集する。

(構成員以外の者からの意見の聴取)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 効果検証部会の庶務は、計画推進課において行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、効果検証部会の運営その他について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月18日から施行する。